

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」遵守項目取組に対する点検結果

自 令和2年10月1日 至 令和3年10月31日

【適合状況評価基準】 ○:全項目実施 △:一部項目未実施 ×:全項目未実施

第1章 私立大学の自主性・自律性	適合状況	注記
1-1 建学の精神	○	—
1-2 教育の目的	○	—
第2章 安定性・継続性		
2-1 理事会	△	(1)⑤ア/(3)③
2-2 理事	○	—
2-3 監事	△	(3)②/(5)
2-4 評議員会	○	—
2-5 評議員	△	(2)①
第3章 教学ガバナンス		
3-1 学長	△	(2)
3-2 教授会	○	—
第4章 公共性・信頼性		
4-1 学生に対して	○	—
4-2 教職員等に対して	△	(2)
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—
第5章 情報公開		
5-1 情報公開の充実	○	—

注記 《理由または今後の対応方針について》

2-1(1)⑤ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
特別な事情がない限り、5月、12月、3月の開催が基本ではありますが、今後は理事会において年間の開催計画を示すとともに、想定される審議事項を事前に決定して理事全員で共有するようにします。
2-1(3)③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
審議事項に関する情報を含めて様々な情報の提供、説明等を行っていますが、外部理事に対しては、今後、他学の事例等も参考にしながら具体的に精査し、サポートの充実に努めてまいります。
2-3(3)② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
監事による監査計画の策定については早急に検討していきます。
2-3(5) 常勤監事の設置
常勤監事の設置については、継続して検討していきます。
2-5(2)① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
審議事項に関する情報を含めて様々な情報の提供・説明等を行っていますが、サポート体制はまだ充分とはいえません。今後、他学の事例等も参考にしながら具体的に精査し、サポートの充実に努めてまいります。
3-1(2) 学長補佐体制(副学長・学部長等の役割)
基準時点間においては副学長は設置せず、学部長・研究科長・学科長がそれぞれ学長を補佐することで機能を果たしてきました。また、特定分野に特化した学長補佐2名を置き、特色ある教育研究活動を推進する役割を担っています。学部長・研究科長・学科長等の役割については、規程化を検討します。
4-2(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD
階層別に研修・研究会等参加の機会を設けていますが、責任担当事業領域・職務に係るPDCAを実施するべく更なる内容の充実を検討します。